

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第42号）（市会事務局政務調査課）

市会議員が定例会等に出席したときの費用弁償の額を1日につき10,000円と定めることとしました。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第42号

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(費用の弁償)

第6条 市会議員が定例会、臨時会又は京都市会委員会条例第1条に規定する常任委員会、同条例第3条の2第1項に規定する市会運営委員会、同条例第3条の3第1項に規定する理事会若しくは同条例第4条第1項に規定する特別委員会（以下「定例会等」という。）に出席したときは、費用弁償として定例会等に出席した日1日につき10,000円を支給する。

2 前項の費用弁償は、定例会等に出席した日の属する月の翌月に支給する。

第7条の見出しを削り、同条各号列記以外の部分中「額を」の右に「そのつど」を加える。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

第8条 前2条に定めるもののほか、非常勤の職員が職務を行うために特に費用を要するときは、費用弁償として当該費用に相当する額をそのつど支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市報酬及び費用弁償条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後の定例会等の出席に係る費用弁償について適用し、同日前の定例会等の出席に係る費用弁償については、なお従前の例による。